

## [事案 2019-13] 疾病入院給付金支払請求

・令和元年 11 月 26 日 裁定不調

### <事案の概要>

骨折による入院中に発症した別疾病について、災害入院給付金のみが支払われ、疾病入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

転倒により骨折し、入院して骨折観血的手術を受けた後、別病院に入院し、その間に神経麻痺を発症した。平成 18 年 8 月に代理店を通じて契約した入院保険にもとづき給付金を請求したところ、60 日分の災害入院給付金および手術給付金が支払われたものの、神経麻痺を発症後の疾病入院給付金は支払われなかった。しかし、募集人に確認した際、神経麻痺発生後の入院は、骨折とは別の病名による入院であるため、疾病入院給付金が支払われると説明されたので、疾病入院給付金も支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

約款では、1 回の入院についての入院給付金の支払限度日数が 60 日と定められている。また、疾病入院給付金と災害入院給付金の支払理由が重複する場合には、各給付金を重複して支払わず、入院開始の直接原因に応じて、いずれかの給付金を支払う旨が定められているので、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が疾病入院給付金も支払われると説明したことによる、疾病入院給付金の支払いは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

(1) 募集人は、骨折は災害入院として、神経麻痺は疾病入院として、それぞれ給付金が支払可能であると思う旨を回答したことを認めている。

(2) 上記回答は約款に照らして明らかな誤りであって、申立人の保険会社に対する信頼を損ない、紛争に発展させたことは否定できない。